

表 - 1 重点調達品目

品目		判断の基準	15年度 調達目標
紙 類	コピー用紙	古紙配合率100%かつ白化度70%以下	100%
	フォーム用紙	古紙配合率70%以上かつ白化度70%以下	80%
	ワードプロセッサ・ ファクシミリ用感熱紙	再生紙であること	100%
	納入印刷物	古紙配合率70%以上	80%
		非塗工印刷用紙については白化度が70%以下	
		塗工印刷用紙については塗工量が30g/m <sup>2</sup> 以下	
事務用封筒	古紙配合率80%以上	80%	
トイレットペーパー	古紙配合率100%	100%	
ファイル類	フラットファイル	表紙芯材が古紙配合率100%かつ、とじ具が再使用または	100%
	パイプ式ファイル	分別廃棄が可能であること	100%
	ボックスファイル	古紙配合率70%以上	100%
	コンピューターデータ ファイル	古紙配合率90%以上	100%
筆記用具	鉛筆	間伐材などの木材が使用されていること	100%
	シャープペンシル	再生プラスチック製で残芯が5mm以下であること	100%
	シャープペンシル替芯	ケースが再生プラスチック製または古紙配合率80%以上であること	100%
	ボールペン	本体が再生プラスチック製で芯が交換できること	100%
	マーキングペン	本体が再生プラスチック製であること	100%
その他文房具	スタンプ台	インク・液が交換・補充できること	100%
	朱肉	本体が再生プラスチック製でインク・液が交換・補充できること	100%
	消しゴム	巻紙の古紙配合率が50%以上であること	100%
	のり(液状・テープ)	容器が再生プラスチック製で消耗品が交換・補充できること	100%
	のり(固形)	容器が再生プラスチック製であること	100%
	附箋・インデックス	古紙配合率100%で水分散型の粘着材を使用し樹脂ラミネート加工をしていないこと	100%
	修正液	容器が再生プラスチック40%以上使用されていること	100%
	クラフトテープ	本体について古紙配合率40%以上で水溶性または水分散型の粘着材を使用し樹脂ラミネート加工をしていないこと	100%
	製本テープ(紙)	テープ基材の古紙配合率が50%以上であること	100%
両面粘着紙テープ	テープ基材については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること		
OA機器類	コピー機	「国等における環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第1項に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」により定める同条第2項第2号に規定する特定調達物品等の判断基準に準じる 「国際エネルギースターロゴ」の表示のある製品は基準を満たしています	100%
	コンピューター		
	プリンター		
	ファクシミリ		
その他	蛍光管(直管形:40型蛍 光ランプ)	「国等における環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条第1項に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」により定める同条第2項第2号に規定する特定調達物品等の判断基準に準じる 作業服と作業用手袋については「エコマーク(PETボトルのリサイクル)」の表示のある製品は基準を満たしています	80%
	作業服		80%
	作業用手袋		100%
	自動車(普通自動車、小 型自動車、軽自動車)		50%
	ブルーシート		使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが製品全体重量比で50%以上使用されていること